

静岡市規則第29号

静岡市みどり条例施行規則をここに制定する。

平成27年3月30日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市みどり条例施行規則

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 みどりの基本計画（第3条）

第3章 みどりの保全と緑化の推進（第4条—第22条）

第4章 静岡市みどり審議会（第23条—第26条）

第5章 雑則（第27条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、静岡市みどり条例（平成27年静岡市条例第14号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

第2章 みどりの基本計画

（緑化重点地区における緑化の推進に関する事項）

第3条 条例第9条第1項の規定によりみどりの基本計画において定める緑化重点地区における緑化の推進に関する事項は、次に掲げるものとする。

- （1）緑化重点地区における緑化の推進に関する基本方針及び目標
- （2）緑化重点地区における緑化の推進に係る計画
- （3）前2号に掲げるもののほか、緑化の推進に関し必要な事項

第3章 みどりの保全と緑化の推進

（保存樹木等の指定基準）

第4条 条例第10条第1項に規定する規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

- （1）樹木については、次のいずれかに該当し、健全で、かつ、地域に親しまれ、その保存及

び継承が重要と認められるもの

ア 1.5メートルの高さにおける幹の周囲が1.5メートル以上あるもの

イ 樹高が15メートル以上あるもの

ウ 株立ちした樹木で、高さが3メートル以上あるもの

エ はん登性樹木で、枝葉の面積が30平方メートル以上あるもの

(2) 樹木の集団については、次のいずれかに該当し、健全で、かつ、地域に親しまれ、その保存及び継承が重要と認められるもの

ア 樹木の集団の存する土地の面積が500平方メートル以上であるもの

イ 生垣をなす樹木の集団で、その生垣の長さが30メートル以上あるもの

(保存樹木等の指定の申請)

第5条 条例第10条第2項の規定による保存樹木等の指定の申請は、保存樹木等指定申請書(様式第1号)に申請に係る樹木等が所在する地域の自治会又は町内会の推薦書を添えて行うものとする。

(保存樹木等の所有者等の承諾)

第6条 条例第10条第3項の規定による樹木等の所有者等の承諾は、保存樹木等指定承諾書(様式第2号)によるものとする。

(保存樹木等の指定の通知)

第7条 条例第10条第5項の規定による保存樹木等の指定の通知は、保存樹木等指定通知書(様式第3号)によるものとする。

(保存樹木等の指定の標識)

第8条 条例第10条第6項の標識は、様式第4号によるものとする。

(保存樹木等の管理台帳)

第9条 市長は、保存樹木等について、保存樹木等指定台帳(様式第5号)を作成し、これを保管するものとする。

(指定の除外)

第10条 条例第11条に規定にする規則で定める樹木等は、次に掲げるものとする。

(1) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第109条第1項の規定により史跡名勝天然記念物に指定され、又は同法第110条第1項の規定により史跡名勝天然記念物に仮指定された樹木等

(2) 森林法(昭和26年法律第249号)第5条第1項に規定する地域森林計画の対象となる民有林及び同法第25条第1項若しくは第2項又は同法第25条の2第1項若しくは第2項の規定

により保安林に指定された樹木の集団

- (3) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第1号に規定する自然公園として指定された区域内の樹木等
- (4) 都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（昭和37年法律第142号）第2条第1項の規定により保存樹又は保存樹林に指定された樹木等
- (5) 景観法（平成16年法律第110号）第28条第1項の規定により景観重要樹木に指定された樹木
- (6) 静岡県文化財保護条例（昭和36年静岡県条例第23号）第29条第1項の規定により指定史跡名勝天然記念物に指定された樹木等
- (7) 静岡市文化財保護条例（平成15年静岡市条例第281号）第32条第1項の規定により市指定史跡名勝天然記念物に指定された樹木等
- (8) 静岡市景観条例（平成20年静岡市条例第18号）第28条第1項の規定により地域景観資源に指定された樹木
- (9) 国又は他の地方公共団体の所有又は管理に係る樹木等で前各号に掲げる樹木等以外のもの

（保存樹木等に係る届出）

第11条 条例第13条の規定による保存樹木等に係る届出は、保存樹木等に係る届出書（様式第6号）によるものとする。

（保存樹木等の指定の解除の通知）

第12条 条例第14条第3項の規定による保存樹木等の指定の解除の通知は、保存樹木等指定解除通知書（様式第7号）によるものとする。

（身分証明書）

第13条 条例第17条第2項に規定する証明書は、身分証明書（様式第8号）とする。

（公共緑化基準）

第14条 条例第18条第1項に規定する公共緑化基準は、敷地内に植栽時の樹高が2.5メートル以上の樹木を1本以上設置し、かつ、緑地の面積の割合が敷地面積の5パーセント以上を有することとする。

2 公共緑化基準における学校、幼稚園、保育所その他これらに類する施設の敷地内のグラウンド部分の取扱いは、別に定めるものとする。

（公共緑化目標）

第15条 条例第18条第2項に規定する公共緑化目標は、公共緑化基準を満たし、かつ、緑地の

面積の割合が敷地面積の15パーセント以上を有することとする。

(事業所等緑化基準)

第16条 条例第19条第1項に規定する規則で定める規模は、1,000平方メートルとする。

2 条例第19条第1項に規定する規則で定める建築物は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による建築の確認又は同法第18条第2項に規定する計画の通知を必要とする建築物とする。ただし、次に掲げる建築物を除く。

- (1) 建築基準法第85条各項の規定の対象となる仮設建築物
- (2) 地下に設置する駐車場、自転車等駐輪場その他これらに類する建築物
- (3) 市長が防災上やむを得ないと認める建築物
- (4) 市長が防犯上やむを得ないと認める建築物
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が公益上やむを得ないと認める建築物

3 条例第19条第1項に規定する事業所等緑化基準は、敷地内に植栽時の樹高が2.5メートル以上の樹木を1本以上設置し、かつ、緑地の面積の割合が敷地面積の5パーセント以上を有することとする。

4 事業所等緑化基準における学校、幼稚園、保育所その他これらに類する施設並びに事業所等の敷地内のグラウンド部分の取扱いは、別に定めるものとする。

(事業所等緑化目標)

第17条 条例第19条第2項に規定する事業所等緑化目標は、前条第3項の基準を満たし、かつ、緑地の面積の割合が敷地面積の10パーセント以上を有することとする。

(緑化に関する計画)

第18条 条例第20条第1項の規定による緑化に関する計画の協議は、緑化計画協議書（様式第9号）によるものとする。

2 条例第20条第2項の規定による緑化に関する計画の変更の協議は、緑化計画変更協議書（様式第10号）によるものとする。

3 市長は、条例第20条第1項又は第2項の規定による協議が終了したときは、同条第1項の設置者等に対し、緑化計画協議済通知書（様式第11号）を交付するものとする。

4 条例第20条第3項の規定による行為の完了の届出は、緑化完了届出書（様式第12号）によるものとする。

(緑化の取組が優良である建築物)

第19条 条例第21条第1項に規定する優良緑化建築物は、次の各号のいずれかに該当し、生活環境の向上に相当の効用があると認められるものとする。

- (1) 敷地内に植栽時の樹高が2.5メートル以上の樹木が2本以上設置されていること。
- (2) 視認性に優れた壁面の緑化が施されていること。
- (3) 開放された屋上の緑化が施されていること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特徴ある緑化が施されていること。

(優良緑化建築物の認定に係る申請)

第20条 条例第21条第1項の規定による優良緑化建築物の認定に係る申請は、優良緑化建築物認定申請書(様式第13号)によるものとする。

(優良緑化建築物認定証の交付及び不交付決定通知)

第21条 条例第21条第2項に規定する優良緑化建築物の認定を証する書面は、優良緑化建築物認定証(様式第14号)とする。

- 2 市長は、優良緑化建築物の認定を行わないときは、優良緑化建築物不認定決定通知書(様式第15号)により、設置者等に対して通知するものとする。

(優良緑化建築物の周知)

第22条 条例第21条第3項の規定により公開する優良緑化建築物の認定の内容等は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業所等の名称及び場所
- (2) 緑化の種類
- (3) 認定の理由
- (4) 現地の状況写真

- 2 条例第21条第3項の規定による認定の内容の公開は、インターネットを利用して閲覧に供するほか、当該事務を所管する課の事務室に備え置いて閲覧に供する等の方法により行うものとする。

第4章 静岡市みどり審議会

(審議会の委員)

第23条 条例第26条の静岡市みどり審議会(以下「審議会」という。)に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、審議会の会務を総理し、審議会の会議の議長となる。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(審議会の会議)

第24条 審議会の会議は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者、参考人等の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第25条 審議会の庶務は、都市局都市計画部緑地政策課において処理する。

(運営事項等)

第26条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第5章 雑則

(雑則)

第27条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

保存樹木等指定申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

住 所 } 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地

申請者

氏 名 } 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名

電 話

私が ^{所有}する樹木等について保存樹木等の指定を受けたいので、静岡市みどり条例第10条 _{占有}

第2項の規定により次のとおり申請します。

樹木等の種類	独立樹木 ・ 株立樹木 ・ はん登性樹木 ・ 樹林 ・ 生垣				
樹木等の所在地	静岡市 区				
樹 種	他 種			推定樹齢	年
樹木等の規模	樹 木	樹高	m	幹の周囲	m
		枝葉の面積	m ²	枝張	m
	樹 林	樹高	m	土地の面積	m ²
	生 垣	樹高	m	長さ	m
指定を希望する理由					
他の所有者等の同意	^{所有} 私が _{占有} する樹木等について、上記申請をすることについて同意 します。 住所 氏名				

（注）

- 1 樹木等の位置図及び現況写真を添付してください。
- 2 申請者等の氏名欄には、申請者等が署名し、又は記名押印してください。ただし、申請者等が法人の場合は、記名押印してください。

様式第2号（第6条関係）

保存樹木等指定承諾書

年 月 日

（宛先）静岡市長

所有者
住所

法人にあつては、その 主たる事務所の所在地

氏名

法人にあつては、その 名称及び代表者の氏名

電話

占有者
住所

法人にあつては、その 主たる事務所の所在地

氏名

法人にあつては、その 名称及び代表者の氏名

電話

静岡市みどり条例第10条第3項の規定に基づき、次の樹木等が保存樹木等として指定を受けることに承諾します。

また、保存樹木等として指定された後は、静岡市みどり条例第12条第1項の規定に基づき、保存樹木等の枯死及び損傷の防止に努め、これを適切に保全します。

- 1 樹木等の種類
- 2 樹木等の所在地
- 3 樹種
- 4 樹木等の規模

（注）所有者等の氏名欄には、所有者等が署名し、又は記名押印してください。ただし、申請者等が法人の場合は、記名押印してください。

様式第3号（第7条関係）

第 号
年 月 日

所有者 様
占有者 様

静岡市長 氏 名 印

保存樹木等指定通知書

次の樹木等を保存樹木等に指定するので、静岡市みどり条例第10条第5項の規定により次のとおり通知します。

- 1 樹木等の種類
- 2 樹木等の所在地
- 3 樹種
- 4 樹木等の規模
- 5 指定番号

様式第4号（第8条関係）

保存樹木（樹林）	
この樹木（樹林）は、静岡市みどり条例第10条第 項の規定により、保存樹木（樹林）として指定されたものです。みんなで大切に守っていきましょう。	
樹種名	
指定番号	
指定年月日	
静岡市	

40センチメートル

60センチメートル

様式第5号（第9条関係）

保存樹木等指定台帳

指定番号	第 号	指定年月日	年 月 日		
指定の種類	保存樹木 ・ 保存樹林				
樹木等の 所在地	静岡市 区				
所有者	住 所				
	氏 名				
	連絡先				
占有者	住 所				
	氏 名				
	連絡先				
樹 種	他 種	推定樹齢	年		
樹木等 の規模	樹木	樹高	m	幹の周囲	m
		枝葉の面積	m ²	枝張	m
	樹林	樹高	m	土地の面積	m ²
	生垣	樹高	m	長さ	m
現況写真等					
備 考	所在地の自治会・町内会 会長				

様式第6号（第11条関係）

保存樹木等に係る届出書

年 月 日

（宛先）静岡市長

住 所 } 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地

届出者

氏 名 } 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名

電 話

静岡市みどり条例第13条の規定により、次のとおり届け出ます。

指定番号	第 号	指定年月日	年 月 日
指定の種類	保存樹木 ・ 保存樹林		
樹木等の所在地	静岡市 区		
樹 種		推定樹齢	
事由の種類	1 所有者の変更 ※ 占有者 2 滅失又は枯死 3 伐採 4 土地の形質の変更 5 病虫害等の発生		
事由の内容			
事由発生年月日	年 月 日 から (日間)		
※事由の種類が1の場合、以下欄を記入してください。			
変更後の 所有者等	住 所		
	氏 名		
	電 話		
備 考			

様式第7号（第12条関係）

第 号
年 月 日

所有者 様
占有者 様

静岡市長 氏 名 印

保存樹木等指定解除通知書

保存樹木等の指定を解除することとしたので、静岡市みどり条例第14条第3項の規定により次のとおり通知します。

- 1 樹木等の種類
- 2 樹木等の所在地
- 3 樹種
- 4 樹木等の規模
- 5 指定番号
- 6 解除の理由

様式第8号 (第13条関係)

(表)

身分証明書	
第 号	
所属 職氏名	
年 月 日生	
上記の者は、静岡市みどり条例第17 条第1項に規定する立入調査員である ことを証明します。	
年 月 日	
静岡市長	氏 名 印

(裏)

静岡市みどり条例抜粋
(立入調査等)
第17条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、保存樹木等の所有者等に対し報告を求め、又はあらかじめ所有者等及び保存樹木等の存する土地の所有者に通知し、職員を当該土地に立ち入らせ、保存樹木等の調査若しくは関係者への質問をさせることができる。
2 前項の規定による立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

8.3
センチ
メートル

5.8センチメートル

(表)

様式第9号 (第18条関係)

緑化計画協議書

年 月 日

(宛先) 静岡市長

住 所 } 法人にあつては、その
主たる事務所の所在地

設置者等

氏 名 } 法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名

緑化に関する計画について、静岡市みどり条例第20条1項の規定により協議を求めます。

行為の名称			
行為の場所	静岡市 区	他 筆	
区域区分		用途地域	地域
建築物等の用途			
行為の目的	新築 ・ 増築 ・ 改築 ・ 開発 ・ その他 ()		
敷地面積	m^2	建築面積	m^2
緑化計画面積	m^2	緑化率	%
申請代理者 (問合せ先)	事務所名等		
	担当者名		
	電話		F A X
	Eメール		

(注)

- 案内図、緑化計画平面図、緑化計画立面図（壁面緑化又は接道部緑化を行う場合に限る。）、緑化面積求積図、現況写真その他必要な書類を添付すること。
- 設置者等の氏名欄には、設置者等が署名し、又は記名押印してください。ただし、設置者等が法人の場合は、記名押印してください。

(裏)

1 緑化基準に関すること

敷地面積 (a)	緑化基準 (b)	緑化基準面積 (c)	緑化計画面積 (d)	緑化率 (e)
m ²	%	m ²	m ²	%
※ 緑化基準を満たすことが出来ない理由 【(b) > (e) の場合】				

2 緑化計画面積の内訳

緑化位置	種類	数量	算出	緑化面積 (m ²)
地表 (f)	樹木	高木	本	
		中木A	本	
		中木B	本	
	地被、かん木類・緑化ブロック		m ²	
	花壇・植物棚・プランター類		m ²	
	生垣 (接道部以外)		m ²	
屋上 (g)	水平投影面積		m ²	
	樹木	高木	本	
		中木A	本	
		中木B	本	
花壇・植物棚・プランター類		m ²		
壁面 (h)	垂直投影面積		m ²	
接道部 加算分 (i)	樹木	高木	本	
		中木A	本	
		中木B	本	
	地被、かん木類・緑化ブロック		m ²	
	花壇・植物棚・プランター類		m ²	
	生垣 (接道部)		m	
その他 (j)				
合計	(f) + (g) + (h) + (i) + (j) = (d)			m ²

(注) 原則として敷地内に高木又は中木Aを1本以上設置すること。

様式第10号（第18条関係）

緑化計画変更協議書

年 月 日

（宛先）静岡市長

住 所 } 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地

設置者等

氏 名 } 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名

緑化に関する計画の変更について、静岡市みどり条例第20条2項の規定により、協議を求めます。

当初の協議番号			
行為の名称			
変更しようとする計画			
変更前	変更後		
申請代理者 (問合せ先)	事務所名等		
	担当者名		
	電話	F A X	
	Eメール		

(注)

- 1 変更する計画に係る図面等を添付すること。
- 2 設置者等の氏名欄には、設置者等が署名し、又は記名押印してください。ただし、設置者等が法人の場合は、記名押印してください。

様式第11号（第18条関係）

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

緑化計画協議済通知書

月 日付け緑化計画（変更）協議書により協議の求めがありました緑化に関する計画について、次のとおり条件を附して応諾します。

- 1 行為の名称
- 2 行為の所在地
- 3 建築物等の用途
- 4 行為の目的
- 5 計画緑化面積及び緑化率
- 6 応諾の条件

様式第12号（第18条関係）

緑化完了届出書

年 月 日

（宛先）静岡市長

住 所 } 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地

設置者等

氏 名 } 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名

年 月 日付け第 号の緑化計画協議書に係る緑化に関する計画に基づく行為が完了したので、静岡市みどり条例第20条第3項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

行為の名称			
行為の所在地	静岡市 区	他 筆	
建築物等の用途			
行為の目的	新築 ・ 増築 ・ 改築 ・ 開発 ・ その他（ ）		
応諾年月日及び 応諾番号			
完了年月日			
緑化面積	m ²	緑化率	%
申請代理人 (問合せ先)	事務所名等		
	担当者名		
	電話	F A X	
	Eメール		

（注）緑化完了平面図、緑化面積計算表及び現況写真を添付すること。

様式第13号（第20条関係）

優良緑化建築物認定申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

住 所 } 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地

申請者

氏 名 } 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名

優良緑化建築物の認定を受けたいので、静岡市みどり条例第21条第1項の規定により次のとおり関係書類を添えて申請します。

建築物等の名称					
建築物等の所在地	静岡市 区				
敷地面積	m ²		建築面積	m ²	
緑化面積	m ²		緑化率	%	
緑化の内訳					
高木	本	中木A	本	中木B	本
その他の緑化	生垣 プランター類 壁面緑化		地被類 植物棚 屋上緑化		花壇
緑化協議	緑化協議応諾年月日		年 月 日		
	緑化協議応諾番号		第 号		
管理担当者 (問合せ先)	住所				
	事業所名				
	所管部署名		担当者名		
	電話		FAX		

(注)

- 1 緑化平面図、緑化面積計算表及び現況写真を添付すること。
- 2 申請者の氏名欄には、設置者等が署名し、又は記名押印してください。ただし、設置者等が法人の場合は、記名押印してください。

様式第14号（第21条関係）

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

優良緑化建築物認定証

次の建築物等について、優良緑化建築物に認定するため、認定したことを証します。

認定番号	第 号				
認定年月日	年 月 日				
建築物等の名称					
建築物等の所在地	静岡市 区				
敷地面積	m ²		建築面積	m ²	
緑化面積	m ²		緑化率	%	
緑化の内訳					
高木	本	中木A	本	中木B	本
その他の緑化	生垣 プランター類 壁面緑化		地被類 植物棚 屋上緑化 花壇		

(注)

- 1 当該緑化の維持保全等に努めてください。
- 2 この優良緑化建築物認定証は、申請時点での緑化を認定するものです。

様式第15号（第21条関係）

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

優良緑化建築物不認定決定通知書

年 月 日付で優良緑化建築物の認定の申請がありました建築物等について、
次の理由により認定しないことに決定しましたので、通知します。

建築物等の名称	
建築物等の所在地	静岡市 区
理由	